

廃棄物管理施設の変更許可申請における面談時の質問回答表

令和 4 年 7 月 19 日
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 大洗研究所 環境保全部

廃棄物管理事業変更許可申請（下線部は変更箇所）

	確認事項	回答内容、対応状況
【令和 4 年 5 月 19 日】面談		
1	申請書の主な変更点を示すこと。	補足説明に新旧の抜粋版を追加しました。
2	適正化を図るに至った経緯、目的などについて、その他試験研究炉とのバランスや事業者の考えを明確にすること。	概要説明資料に本変更申請の背景を追加しました。
3	安全機能の適正化の説明で、廃棄物管理施設と比較している対象が、安全上重要な施設を有する試験研究炉と比較している。説明方法を見直しすること。	維持すべき安全機能を既許可から本変更申請において、どのように見直し適正化するのかを説明する資料に見直ししました。
4	代替設備機器を具体的に示すこと。	補足説明に設備及び代替設備の一覧表を追加しました。
5	廃棄物管理の全体概要を加えること。	補足説明に廃棄物管理施設の概要説明を追加しました。
6	有機廃液の発生履歴、今後減る理由、今後の発生予測量について加えること。	12 ページに発生量と処理予定量の説明を追加しました。
7	受入施設の基準適合性は何条で示すのか。どの条文で適合性を確認するのか示すこと。	適合性の説明における第十三条で説明する内容に見直ししました。

	確認事項	回答内容、対応状況
8	化学処理装置等の使用停止と廃止に向けた具体的な方法を説明資料としてまとめること。	20 ページに、有機廃液一時格納庫及び化学処理装置等の使用の停止に係る流れと、停止する設備及び機能を追加しました。
9	液体廃棄物 A のこれまでの発生量と今後の発生量を説明すること。これまでの化学処理装置及び蒸発装置 I で処した量や今後の処理量を示し、化学処理装置を停止しても今後処理できることを説明すること。	17 ページに液体廃棄物 A の処理量と、今後の発生量を記載し、化学処理装置を停止しても廃液蒸発装置 I で処理できることを説明する記載を追加しました。
10	化学処理装置の使用の停止に伴い継続使用される蒸発装置 I の処理フローを示すこと。	蒸発装置 I の処理フローを示す説明を追加しました。
11	資料 12 ページ 液体廃棄物 C の削除は、化学処理装置の使用の停止と関係ないので、「伴い」の記載を見直すこと。液体廃棄物 C が発生しない理由を示すこと。	16 ページに液体廃棄物 C の JMTR を想定していたこと、過去発生していないことから液体廃棄物 C の削除ができる説明を追加しました。
12	化学処理装置の停止に伴って、他の安全機能や他の条文への影響をわかるようにすること。	化学処理装置の変更が、適用条文のどの条項に該当するのか説明を追加しました。
13	資料 7 ページでの記載を見直しすること。維持すべき安全機能は現許可において何か。本変更で何がどう変わるのか、また防護対象施設を説明資料に加えること。	既許可における安全機能の考え方と、本変更申請において、維持すべき安全機能は何かを説明する資料を追加しました。
14	基準適合性の説明を加えること。	添付資料 1 に事業許可基準規則と既許可の設計方針、並びに適合するための説明を追加しました。
15	今後のスケジュールを示すこと。	全体スケジュールは別途お示しします。審査会合では許可変更に係る設計方針の説明を優先して行います。
【令和 4 年 5 月 26 日】面談		
1	平成 28 年 6 月 15 日の新規制基準の審査を踏まえたグレーテッドアプローチ対応を引用しているが、最新のガイドライン及び基準規則と照らし合わせ場合について説明を検討すること。	記載として引用するグレーテッドアプローチについては記載のままとしますが、別途、最新ガイドラインとの関係を整理します。
2	有機廃液の受入れ量や今後の発生予定量について記載があるが、今後も増えない根拠を示すこと。また、有機廃液の受入れについて、許可の量を超えないようにどのように制限管理しているのか明示すること。	定期的な放射線管理の分析作業によって発生する有機廃液廃棄物は、施設の休止及び廃止に伴い発生頻度が減じていることなど説明を追加しました。

	確認事項	回答内容、対応状況
3	処理フローにおいて、セメント固化装置で処理の部分で、化学処理装置と蒸発装置Ⅰで共通している箇所については分かりやすいように記載を見直すこと。	処理フローについて共通している箇所を明確化するなど記載を見直ししました。
4	化学処理装置の使用の停止に伴う処理量の妥当性の説明で、処理量に対し今後の発生量の方が高い値となっている。必要に応じて記載を見直すこと。	液体廃棄物Aの年間発生予定量における「発生量」は、各施設からの発生予測量を合算したもので、処理実績の処理量と差異が大きくなっているため、過去の処理実績においても同様に想定最大発生量を追加する見直しをしました。
5	添付資料1の2条について、該当する施設が化学処理装置と廃液貯留施設Ⅱとなっているが、他の設備機器について該当するものはないのか確認すること。	第二条（遮蔽等）においては、有機溶媒貯槽を有するβ・γ固体処理棟Ⅲは、遮蔽機能を設ける施設及び設備はないため、当該条項には該当しません。
6	添付資料1 基準適合の考え方で全体的な構成を見直すこと。各条の説明や表があるが、説明の意図が分かりかねる部分があるため整理すること。	基準適合の説明内容を整理し、見直ししました。
7	添付資料1の第8条について、安全機能について過大な点があるかどうかという意図で記載しているのか。	記載表現が一致していない部分があるため、見直ししました。
8	添付資料1の第10条の説明において、有機廃液一時格納庫の記載しかないが、有機溶媒貯槽についての現行のものと変わらないこと記載するなど、各条文においても見直しをすること。	既許可の設計方針に変更がないことの理由を含め、全条項について記載を見直ししました。
9	今回の変更に伴い不要となる設備の説明をすること。	使用を停止する施設について、設備の停止までの流れと機能の停止の段階がわかる資料を追加しました。
10	新旧対照表の提出はいつ頃か。	本面談後にデータを送付します。
【令和4年6月6日】ラップアップ面談		
1	変更許可申請の工事工程について見直しする場合は、届出の事項であるため、手続きを確認すること。	安全機能の適正化による設計方針の見直しに伴い、建家改修の工事が不要となるため、工事の変更ではなく、申請としております。許可後は、許可の工事計画にあわせて届出を行う予定です。
2	添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データの確認プロセス及びいつの時点で許可書の基本設計に反映するかについて説明のこと。	(回答は下記令和4年6月8日面談回答)
【令和4年6月8日】面談		

	確認事項	回答内容、対応状況
1	添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データの確認プロセス及びいつの時点で許可書の基本設計に反映するかについて説明のこと。 本件は廃棄物管理事業だけではなく、大洗研究所、原子力機構全体に関わる内容として整理し説明すること。	別途お示しします。
【令和4年6月16日】面談		
1	質問回答表 工事工程の変更届出の説明については許可後に変更届出をする旨明記すること。	令和4年6月6日ラップアップ面談の回答の記載を改めました。 (変更は下線)
2	回答説明資料1 第2パラグラフ「施設の運転の停止又は代替設備・機器を用いること」について、竜巻は代替設備があるが火山はないので、表現を適切にすること。	「竜巻は施設の運転の停止又は代替設備・機器を用いる。竜巻、火山、生物、森林火災、飛来物、近隣工場、有毒ガスは、運転の停止をする。」を具体的に明記しました。
3	回答説明資料1 回答資料全体として設工認と保安規定の回答形式にあわせてパワーポイント形式にすること。また表などは補足説明とし、簡潔にすること。	パワーポイント形式とし、表を付さず簡潔にまとめました。
4	F1 記載を削除すれば、設計方針の対応としては良いのでは。本文で全ての外部事象に対し、機能代替を適用する理由がわからない。 設計本文の変更範囲と添付資料五の変更範囲の整理をすること。	本文では、代替・設備を用いるのは外部事象の竜巻であり、運転を停止するのは、火山、生物学的影響、森林火災、飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災及び毒ガスにおいてですので、適切に記載します。
5	回答説明資料2 設工認補正を9月に行うとあるが、それは変更許可取得後ではないか。使用前確認と工事の着手のタイミングなどについて、線で説明すること。	現在申請中の設工認の認可取得後、使用の停止に係る設工認及び、保安規定を別途申請予定です。詳細は資料にて整理しました。
6	回答説明資料3 申請のあり方として、申請形式を具体的に言っている。申請のあり方について検討すること。	他の変更許可申請と横並びを図り、改め形式で補正します。

	確認事項	回答内容、対応状況
7	<p>回答説明資料 4 質問にある記載「今後の審査…」削除すること。また「…詳細評価は見直しをする。」評価を見直しするのか。</p>	<p>質問事項としてふさわしくない表現ですので「今後の審査…」を削除しました。 回答内容の表現を「基準規則への適合性の説明の観点から、適切に見直しする。」に見直しました。 また、回答説明資料 4 は回答説明資料 3 と一つにして回答します。</p>
<p>【令和 4 年 6 月 30 日】面談</p>		
1	<p>審査会合の質問回答 1 ページ。「維持すべき安全機能の適正化」の表現は、許可基準規則十一條の安全機能の変更に見える。外部事象の変更であるため防護方針の見直しなど、適切な表現を検討すること。 また、申請書に同様の文言がある場合、補正に際して整合を図ること。</p>	<p>外部事象に対し、建家構造健全性で全ての安全機能を維持することについて見直しするため、この表現にたどり着いています。 適正化する外部事象を竜巻とするため、適切な表現に見直します。</p>
2	<p>審査会合の質問回答 2 ページほか。回答の枠と後段の説明の関係がわからないため記載を見直しすること。</p>	<p>回答は申請した変更許可申請書の考え方に基づいた内容で、後段の説明は、審査を通じて見直しを行う内容です。 分かるように「申請した変更許可申請の考え方」「今後の対応」など記載を追記します。</p>
3	<p>審査会合の質問回答 2 ページ。質問回答(1)で具体的にどのように変わるのか、1 枚程度で示すこと。</p>	<p>変更案を 1 枚程度にまとめて示します。具体的には竜巻の評価について、建家の構造健全性の確保についての記載や、藤田スケール F1 の評価を削除するなどになります。</p>
4	<p>審査会合の質問回答 3 ページ。「設工認を補正する」という次ページ以降の説明と異なる表現があるため、記載を見直しすること。</p>	<p>現在説明している設工認とは別の申請を予定しているため、記載を見直します。 具体的には「使用の停止に係る設工認は、現在申請中の設工認とは別に申請する」等に見直します。</p>
5	<p>審査会合の質問回答 5 ページ。工程線について、関係性はわかるが時間軸がわからないので、時期など適正に追記すること。 また、使用前確認申請が孤立して見えるので、見直しすること。</p>	<p><u>修正後 7 ページ</u>。工程線に時間軸を追記します。使用前確認申請は、その後の使用前確認と連動しているので、分かるように見直します。 別途お示しします。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
6	<p>審査会合の質問回答 5 ページ。許認可の手続きとして現在の申請の設工認の中に取り入れ、一本で対応したほうが許可との関連性も見やすく合理的なのではないか。</p>	<p><u>修正後 7 ページ。</u>竜巻対策工事がクリティカルなので別申請としています。 別途、許認可スケジュールにて説明します。 別途お示しします。</p>
7	<p>審査会合の質問回答 6 ページ。回答の最後において、適切に見直しするというのは、具体的にどういふことか、参考資料などで説明すること。 また、改め形式という表現は、別の用語を連想するため見直しすること。</p>	<p><u>修正後 8 ページ。</u>前回資料（6 月 16 日）において見直しの方針案を示しているのので、参考資料として追加します。 改め形式という表現から、新旧等の形式に修正します。</p>
<p>【令和 4 年 7 月 14 日】面談</p>		
1	<p><u>資料 1-1</u> 審査会合でのコメントは指摘事項、ヒアリングでのコメントは確認事項とし、表を区分すること。</p>	<p><u>資料 1-1、資料 1-2</u> 面談時の質問回答資料は資料 1-1 とし、審査会合の質問回答表は資料 1-2 として区分しました。</p>
2	<p><u>資料 1-2 : 3, 4 ページ</u> 「見直し案」ではなく表現を見直しすること。</p>	<p><u>資料 1-3 : 3, 4 ページ</u> 「見直し案」から「見直し方針」へ記載を改めました。</p>
3	<p><u>資料 1-2 : 7 ページ</u> 施設の使用の停止に係る設工認は、新規制基準対応に係る設工認に含まれるべきではないか。これらを分割している理由を説明のこと。 また、分割申請であれば使用の停止に係る工事を赤点線（運転開始）までに完了させる必要もないのではないかと。</p>	<p><u>施設の使用の停止の設工認は、現在機能維持している状態から段階的に工事を行い、機能維持を不要とするための申請内容であり、既申請は、すでに施設の停止を前提にした設工認であって、分割申請が可能と考えました。</u> <u>しかしながら、新規制基準対応に係る設工認として効率的に審査できることから設工認を申請ではなく、補正する方針とします。</u> <u>新規制基準の分割申請としては、5 つになります。</u></p> <p><u>資料 1-3 : 5, 7 ページ</u> 使用の停止に係る設工認の時期及び審査スケジュールについて見直しました。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
4	<p>資料1-2：7ページ <u>新規制基準を踏まえた保安規定と使用の停止の保安規定は申請期間が重複している中で、前者は使用を停止していないが、後者は使用を停止することが記載され矛盾が生じていると考えられる。この点についての考えを説明のこと。</u></p>	<p><u>申請期間が重複している新規制基準を踏まえた保安規定と、使用の停止の保安規定についてですが、新規制基準を踏まえた保安規定は、施設の使用の停止が完了していることを前提としており、また、施行を使用前確認完了後としていて、停止する施設に関する記載（規定）はありません。</u></p> <p><u>一方、使用の停止の保安規定は、現在機能維持している施設について、工事における段階的な停止に関する記載（規定）を定めています。従って、申請は重複しますが、停止する施設に関する記載（規定）は、重複しないことから、同時に審査が可能と考えました。</u></p> <p><u>前述のコメント（7/14 No.3）に基づき、効率的な審査を検討し、保安規定については補正することで、見直しました。</u></p> <p>資料1-3：7ページ <u>使用の停止に係る保安規定の時期及び審査スケジュールについて見直しました。</u></p>
5	<p>資料4 <u>審査スケジュールの変更による廃棄物管理施設の運転開始の遅れに伴い、大洗研究所他施設への影響はないのか。また、HTTRの廃棄物の保管量に問題はないのかについて、審査会合までに説明のこと。</u></p>	<p><u>審査スケジュールについては、大洗研究所内の他施設への影響がないことを確認しております。</u></p> <p><u>なお、HTTRは令和3年7月に運転再開しましたが、令和4年3月に予定していた炉心流量喪失試験の準備で現在まで停止中であり、想定している約2年間の廃棄物保管に影響は与えません。</u></p>